

これからの教育の方向性

校長 高橋 秀吉

日吉台中学校ブロックでは、児童生徒の現状や将来像を見据えて、1中4小で共通に育てる力として「自分の考えを持ち、対話を通して、より良く問題解決を図る力」と定めたことは前号の学校だよりでお伝えしました。

また、学習指導要領が新しくなり、中学校においては2021年度から全面実施となります。「生きる力」を育む方向性は変わりませんが、生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にし、すべての教育活動でそれらを育てていくことが明示されました。

そこで今回は新学習指導要領の総則に記述されている「中学校教育の基本と教育課程の役割」について概要をまとめてみました。教師のみならず、保護者、地域の方々、生徒の皆さんもこれからの教育の方向性を共有化することは大切であると考えます。

★【総則の概要まとめ】

教育活動を進めるに当たり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指す。

(1)

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、
- それらを、活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む
- とともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、
- 個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。

(2)

- 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して
- 豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

(3)

- 学校における体育・健康に関する指導を、
- 生徒の発達の段階を考慮して、
- 学校の教育活動全体を通して適切に行うことにより、
- 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。



- 豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に
- 生きる力を育むことを目指すに当たっては
- 学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通して
- どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、
- 教育活動の充実を図るものとする。

その際、生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- 知識及び技能が習得されるようにすること。
- 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

ここまでは、平成29年3月告示の新学習指導要領の総則に書かれている内容を簡単にまとめてみました。これまでメディア等では「アクティブ・ラーニング」という言い方がされてきましたが、新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」となっています。

学びに対して受け身ではなく、主体的に学べるように授業をはじめ学校教育全般に渡り工夫していく必要があります。また、学校教育のみならず家庭教育においても子どもの主体性や個性を大切にしたい教育を実践することが肝要です。

そのためには、学校、保護者の皆さま、地域の皆さまで子どもの育ちを支えるチームとしての意識をもち、本来子どもたちがもっている「伸びよう」「成長しよう」「よりよく自分の個性を発揮しよう」といった育つ意欲を、よりよい環境づくりを行うことで支えていくことが必要不可欠となります。

私の知人の大学教授は、教育や子育てをする人を「農夫さん」に喩えています。そして、農業に頼らず、自然栽培でリンゴを育てることにとことんこだわった、かつて「りんご農家の木村さん」で有名になった方が「リンゴの木が元々持っていた自然の力が引き出されたんだと思うのな。」と言ったことを引用しています。

本来子どもたちがもっている力を引き出すために、私たちは何をしたらよいのか、また、何をしてはいけないのか、を皆さんとともに考えていきたいと思えます。

ファシリテーション (facilitation) という言葉があります。「促進する」「容易にする」という意味の facilitate の名詞形です。このところワークショップやシンポジウム等では単なる進行役ではなく創造的に参加者の意欲や活動を促進させるファシリテーターという役割が重視されてきています。

私たちが子どもたちが自らすすんで物事に取り組んだり、自分で判断して物事を決定し実行したりできるように創造的な教育活動を行っていこうと思えます。